第5回新市の施策及び事業に関する小委員会会議録

日時:平成16年3月26日(金)

午前 11 時から

会場:上越市市民プラザ第3会議室

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条	上越市	上越市議会副議長	田村恒夫	
第1項第2号の委員	安塚町	安塚町議会副議長	松 野 惠	
	浦川原村	浦川原村議会環境建設常任委員長	石田敏一	
(構成市町村の議会	大島村	大島村議会議長	小出俊雄	
の議長及び構成市	牧 村	牧村議会議員	太 田 修	
町村の議会が当該	柿崎町	柿崎町議会市町村合併に関する調査特別委員会委員長	小関信夫	
構成市町村の議会	大潟町	大潟町議会合併問題特別委員会委員長	内山米六	
の議員のうちから	頸城村	頸城村議会議員	布施兵衛	
選出する者)	吉川町	吉川町議会議長	八木一郎	
	中 郷 村	中鄉村議会副議長	豊岡眞一	
	板倉町	板倉町議会議員	武 藤 和 男	
	清 里 村	清里村議会副議長	中村良平	
	三 和 村	三和村議会議会運営委員会委員長	稲 垣 健 一	
	名立町	名立町議会副議長	秦野兵司	
規約第8条	上越市	上越商工会議所会頭	田中弘邦	
第1項第3号の委員	安塚町	安塚町商工会長	横尾新一	
	浦川原村	浦川原村総合計画審議会会長	村 松 研	
(学識経験者その他	大島村	大島村商工会会長	武田一也	
の者で構成市町村 の長が協議により	牧 村	牧村住民会議準備会委員	金 井 純	
必要と認めるも	柿崎町	柿崎地区区長会長	佐藤洋一	
Ø)	大潟町	大潟町商工会長	西田行男	
	頸城村	頸城村主任児童委員	松縄武女	
	吉川町	吉川町商工会長	荻 谷 賢 一	
	中 郷 村	中鄉村商工会長	塚 原 登	
	板倉町	板倉町商工会事務局長	田中幹夫	欠席
	清 里 村	清里村商工会会長	武田和信	
	三和村	三和村合併推進協議会会長	近藤一郎	欠席
	名立町	名立町市町村合併審議会委員長	塚田一三	
	共 通	新潟県上越地域振興事務所長	村山秀幸	

午前 11 時 5 分より出席

議題

- 1 審議
- (1)共通事業について
- (2)公営企業会計事業について
- (3) 県事業について
- 2 その他

午前11時0分 開会

○村山秀幸委員長 皆様、ご苦労さまでございます。ただいまから第5回の新市の施策及び事業に関する小委員会を開会させていただきたいと思います。

本日、委員 29 名のうち、現在 26 名の委員の皆さんがご出席していただいております。上越地域合併協議会小委員会規程の第 6 条第 2 項の規定によりまして、会議が成立していることをご報告申し上げます。

今回の会議録署名委員につきましては、上越地域合併協議会小委員会規程第 10 条の規定において準用します上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第 3 条第 2 項の規定によりまして、吉川町の八木委員様、中郷村の豊岡委員様それぞれにご指名させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

____ 0 -

1 審議 (1)共通事業について

○村山秀幸委員長 それでは、本日の次第に従いまして会議を進めさせていただきたいと思います。

前回、第4回が2月の19日の開催でございました。あれから1カ月たっておりますが、それほど私どもこの事務局に任された調整内容が非常に厳しかったということも一つのことでございますし、きょうの議題の中には共通事業のほかに、改めて公営企業会計事業、それから県事業についても審議いただく議題としてのせてございます。この小委員会で付託されている形で審議しなきゃいけない事項がこういう形でまだあるわけでございますので、きょうのご議論も積極的にご議論いただきながら、この合併の中のスケジュールの中に取り組めるような形でのご協力をお願いしたいと思っているところでございます。

それでは、まず第1の共通事業についてでございます。前回の第4回の小委員会におきましては、 共通事業の選定に当たっていろんな意見が出されましたし、その中での調整を今回任されておりまして、事務局の方ではそれぞれの大きな枠組みの中での共通事業の定義づけ、その中で選定基準を設けて、各市町村から上げられた事業を選別をしながら次の回にお示しすると、そしてご議論いただくということにしてあったわけでございまして、きょうその原案をご提出させていただいてございます。 そういうことで、市町村との協議、それからすり合わせに随分時間を徴して、この会議が1カ月程度延びたということをおわびしたいと思います。つきましては、今回のこの共通事業につきまして、原案、それからその内容を事務局の方から説明させていただきます。

事務局お願いします。

○高橋克尚事務局長 おはようございます。それでは、私の方から資料の説明をさせていただきます。 使用しますのは、資料 1-1 という資料と資料 1-2、こちら二つでございます。まず、私の方からの説 明は資料 1-2、こちらの方を使用させていただいて、説明をさせていただきます。

今小委員長からお話がありましたとおり、2月19日の第4回の小委員会の皆様方のご意見を踏まえまして、今までるる調整をさせていただいて、首長さんも含めた形で市町村協議を進めさせていただいて、何とか原案までこぎつけたということでございます。今までのお話でいきますと から 、上の方に書いておりますが、共通事業の整理として四つ掲げさせていただく中で、今後選定を進めていくということでるる調整をさせていただきました。

それで、いただいた 71 件の事業について、どういう観点で整理させていただいたかというのが二重線で囲んでおりますものでございますが、小委員会の意見をもとに、合併後の上越市全体に影響があり、14 市町村が一体となって取り組む事業の観点ということで、皆様方の多くの意見でありましたというご意見もあったんですが、まずは を中心として、合併に伴い最低限必要となる事業、あるいはシンボル的な事業ということで、限定した形での選定をさせていただきました。

これらにつきましては、いろいろそれぞれのご意見ございましたが、結果として、例えば 、29件 提案あったものでございますが、19件に選定をさせていただいたということでございます。 は 13 件でございましたが、自治基本条例の検討事業ということで1件に絞らせていただいたと。 につきましては23件でございましたが、新幹線関連ということで2件だけに絞らせていただいたと。 でございますが、拠点計画自体が時間的にスタートが早く、聞くところによりますと目標期間が来年で終了するということもありまして、今回の につきましては該当事業なしということで整理をさせていただいたということでございます。都合22件が原案としてご提案させていただくという形になります。

これにつきましては事業費ベースで、これは今度資料 1-1 をごらんいただきたいと思いますが、全体 22 件でございます。総事業費ベースで 300 億弱、一般財源、起債ベースで 238 億になってございます。こちらは全体の 804 億に占める割合としましては 29.6%に該当するということで、おおむね 3 割程度という形になったものであります。

それぞれの個別具体的な事業の詳細については、その次のA3の一覧表で付してございます。ここで若干説明させていただきたいのは、3ページ目をごらんいただきたいと思いますが、上から二つ目でございます。公共交通関連事業の2、新幹線新駅周辺整備事業、こちらでございます。当初事業費全体で160億、一般財源、起債ベースで100億ということでございましたが、余りにパイとして金額的に大きいということで、こちらにつきましては調整の過程でさまざまなご意見をいただきました。それで、調整の結果でございますが、それぞれ一つ一つ区切るというのはなかなか難しいので、例えば住宅用地等々の面積とそれ以外の公共的面積、これをある程度勘案しますと面積比で約半々になるということがございまして、それでは2分の1については共通事業でカウントしましょうと。残り2分の1については、上越市の地域事業としてカウントしましょうという形で整理をされております。したがいまして、事業費全体で先ほどの238億で、新幹線駅部分ということでその約半分ということで、一般財源、起債ベースで50億という形になっております。

なお、これにつきましては、本来皆様方に十分なお時間をいただいてご検討いただくということで 事前に資料を配付する予定でございましたが、何分調整が長引きまして急な話で申しわけなかったん ですが、市町村を通じて各委員さんの方にはお配りさせていただいたかというふうには思っておりま す。したがいまして、まことに恐縮でございますが、本日提案させていただいたということにつきま して皆様のご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、参考までに、資料 1-2 の次の 2 ページ目をごらんください。804 億円という総枠がございました。今共通事業がおよそ 3 割ということで、残り 7 割部分、これをどうしようかということで、これは以前より幹事会の中でのペンディング事項でございまして、こちらにつきましても首長さんも含めた中で調整をさせていただきました。皆様方にはその考え方等々配分、実際の額もお示ししたいというふうに思っております。

全体事業費 804 億円のうち、共通事業 238 億円ということでございました。残り 566 億円でございます。これをまずコミュニティ・プラザ、それぞれの町村さんの役場がコミュニティ・プラザになるわけでございまして、それぞれの改修なりの費用ということで均等に 1 億ずつカウントしてまいりたいということでこれをまず頭取りをさせていただいて、553 億をある一定基準でもって配分しましょうという形になりました。配分の基準につきましては、標準財政規模を 6 割、人口を 3 割、市町村税税収割を 1 割ということでまずは配分をさせていただいたということでございます。

続きまして、3番でございますが、この調整でございます。(1)(2)については何かといいますと、(1)はそれぞれ皆さん方が貯金されていた基金と言われている部分。(2)と言われているのは、逆に地方債という借金の部分でございます。ここの部分を調整させていただくということでございます。

(1)の財政調整基金については、それぞれの標準財政規模の5%を保有する、もし何かあったときに柔軟に対応できるために5%程度の貯金を持っときなさいというある一定の指導がございまして、標準財政規模の5%という水準を超えて上越市の方に基金を持ち込まれる町村さんにあっては、その部分を地域配分額に加算しましょうという形になっております。逆に5%に満たない場合、こちらにつきましては逆にその分を留保させてくださいということで、天引きをさせていただくという形でございます。

続きまして、起債償還額でございますが、こちらにつきましては借金でございまして、どういう基準で調整するかということでいるいろこれはご議論あったわけでございますが、最終的には人口1人当たりの起債償還の額を出させていただきまして、それを14市町村の平均と照らし合わせて、借金の割合が高い団体さんはその分我慢していただくと、逆に少ない団体さんはその分をオンさせるということで調整をさせていただいたということでございます。

続きまして、(3) その他でございますが、退職手当組合の脱退清算金というものがございます。これ何かといいますと、上越市は職員の退職金を当該年度の予算計上でずっと措置しているわけでございますが、13 町村の皆様方は組合をつくられて、その中でいわゆる保険と給付という関係でやってきたものであります。自治体ごとに合併時点で多く払い過ぎているところ、逆に足りないところ、温度差がございます。これを調整させていただいたということでございます。これらの調整は合併時点で清算していただくというのは基本的な考え方でございますが、その後の職員の年齢構成等々を十分加味しながら、最終的な形としては全体で持ったときの金額と合併時点での清算を足して2で割るという形での清算調整がされたわけでございます。

それに先ほどの 13 億円控除した分がございますので、13 町村さんにはその分配分させていただいたということで、額的な表現として一番下にございますそれぞれの団体さんにそれぞれ記載されている金額が割り振られ、これに基づいて地域事業をそれぞれの団体さんからご提案いただくということで調整がなったものでございます。

以上、1番につきましての説明でございます。

○村山秀幸委員長 ありがとうございました。前回 71 事業、600 億を超える共通事業が出てきたわけですが、それを一定の皆さんと議論していただいたテーマに沿って調整をするという作業においては事務局サイドでなすことがなかなか難しいということで、またすべて市町村にお返ししながら、委員の皆さんにもご議論いただいたかと思いますけれども、その中で整理をされた内容を事務局の方でまとめさせていただいたと。あわせて、共通事業にリンクする地域事業も、一定の方針をお示ししないとこの議論がなかなか前へ進まないというような観点から含めて、地域事業についての考え方もお示ししながらこの作業をさせていただいたということでございます。

今ほどの事務局の説明については、何かご質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。 はい、どうぞ、小関委員。

○小関信夫委員 柿崎の小関です。

きょうここへ来るまでに、今委員長からも1カ月ぐらいあったんですけども、議事録も来ています からそこそこ目を通してきたつもりなんですが、その議事録の関係を含めれば、やはり私もこの案内 もらったのが2日か3日前でございまして、それなりに町村長が加わってこの配分額を決めたという ような形でもって、ちょうどうちも24日特別委員会を開きましたんで、そこでもってそれなりの説明 があったんですけれども、当初例えばこの共通4項目をめぐっていろいろ論議をしてきた経過がある と思うんです。そういう話を一切合財抜きで、今説明があったこの 804 億を、298 億は共通事業で、 あと残りを地域事業にするというような話になっているもんですから、じゃ今まで論議をやってきた のが、皆さんこの小委員会に例えば協議会から付託をされて、そして論議してきたんですけども、い ろいろあったのは皆さんご存じでしょうけども、そういった問題がどういう形でもって整理されたか という話が一切各町村では説明がないわけでしょう。そこら辺の問題と、きょう数字が、簡単に言え ば3、7というような形でもって割り振られたんですけども、その前段の論議をしてきた問題というの はどういう形でもって整理をされたかというと、私今資料をもらって、この資料の1 2ですか、その ことに尽きるのかどうか、そこら辺が甚だ、特別委員会の中でも参加している立場から説明をしてき た経過もあるもんですから、そこら辺この基本の4項目というのは変わりなくてこういう形に資料と して出されているんですけども、そこら辺の内容も含めて市町村長が入って論議をしてきた経過とし てこれが今まで論議してきた原案として出てきたのかどうか、そこら辺ちょっとお聞きしたいんです。 ○村山秀幸委員長 私も全くそういうことでは、前回もお話ししたように、委員の皆様からお話しさせ ていただいた、お約束した内容は、からに振り割られた 71 事業をもう一度事務局できちっと整理 をして、その整理する手法は市町村と相談するなり、すり合わせするなりはそれはいいわけですが、 その中において一定の選定基準を設けてこれを選びました、どうしましたという話を報告するという ことでお約束してあったわけです。その中で今回 71 件あるわけですが、皆さんの議論の中には、小関 委員もご発言ありましたように、市町村長は知らないでこのことを決めていいのかという議論もあり ました。ですから、表と裏の関係でございまして、その内容を、今おっしゃられたのは前回おっしゃ られたことどういうリンクするか私自身も今いかがかってとこあるんですが、この委員会が本来持っ ている付託された内容をきちっと議論するという約束をした中で、この委員会のありようというのが 本来皆さんの中でも共通の認識持つべき内容だと思うんです。ですから、この委員会で付託して決め るという議論の中でスタートしてきた内容を前回 19 日から 1 カ月かかったというのは、その中で事務 局に付託されて一定の資料をつくる作業が随分あったと。その中での今お話ですから、事務局に答え てもらいますけれども、この委員会の委員の皆様が付託された内容をこの委員会できちっと自分たち の内容で決めるという考え方を持たないと、各市町村の首長が知らないのをどこで決めるのかという ような議論が往々にして出る。前回出ました。その内容をもう一度お互いがきちっと整理をして、そ うであればこの委員会はどういうふうにあるべきかということをやっぱり戻していただきたいと私自 身は思います。そんな形の中で今小関委員の質問がありましたので、事務局でどういうふうな形で選 定基準を設けて今回の22事業を決めたかを報告させます。

どうぞ。

- ○高橋克尚事務局長 この選定させていただいた基準でございますが、皆様方の第4回の小委員会の議事録を精査させていただいて、あらゆる観点から整理させていただきました。皆様方からのご要望の一つの、枠をまず設定したらどうかという議論も当然ございましたし、 に特化すべきだというご議論もございました。広く 、 すべてから網羅するという意見もありました。その中の調整で、じゃどういう形で整理していきましょうかといって、今まで多くの方々が、 の中で必要最小限のものは仕方ないんじゃないかというところでまずこちらを優先させていただいた中で、じゃ次に優先順位の高いものはどういうものかということで整理をさせていただいたものでございます。したがいまして、 、 の考え方自体を否定しているわけでございません。そこはどういうものを共通事業としてピックアップするかということで、相反するところである程度横に枠という基準を設けながら整理させていただいたという形になっております。したがいまして、その結果3割程度の事業費という形での整理、あとは から にかけては、 は若干なかったわけでございますが、それぞれの考え方に基づいた事業の選定をさせていただいたということでございます。
- ○村山秀幸委員長 いかがでしょうか。 どうぞ。
- ○小関信夫委員 それはそれで説明についてはわかるんですけども、そういった内容がじゃきょうじゃなくて、それは時間がないと言えばそれまででしょうけども、先回の議事録の中にもあるように委員会に配付するというふうになっていたわけだから、そこら辺の問題なんです。案内文書は22日付だけども、皆さんの委員の手元に渡ったのは、私は2日ぐらい前の話。それはしようがないとしても、少なくとも資料の1とかそういうのをやっぱりこの委員会、委員の人にこれ配付できなかったもんなんでしょうか。いや、別に出す出さんの論議じゃないですけども、一定の市町村長も含めた事務局案として出てきたわけですから、そこら辺出てきてもいいんじゃないかと思うんだけど、こんなやりとりしてもしようがないんだけども、どうでしょうか。
- ○村山秀幸委員長 どうぞ。
- ○高橋克尚事務局長 それにつきましてはまことに申しわけなかったわけでございますが、なるべく 我々としても合併をスムーズに進めたいという一心でいろいろ調整をしたわけでございますが、各自 治体さんのご意向も踏まえながら調整させていただいた結果、1 カ月強という時間を要したというこ とで、何分皆様方に配付する時期がもう直前になってしまったということはまことに申しわけないと

いうことでご理解いただければというふうに思っております。

- ○村山秀幸委員長 よろしゅうございますか。ほかにいかがでしょうか。 内山委員、どうぞ。
- 〇内山米六委員 大潟の内山です。

今ほどお話がありましたとおり、1 カ月強の調整期間が必要になったと。事務局の努力と、それから首長さんとの調整ですか、これ大変な努力をされたことについては敬意を表したいと思います。結果として全体で 29.6%の共通事業に絞られたわけですが、私どもきのう特別委員会開いて内容調査をさせていただきました。その中で、幾つかの問題点が出ています。その前に、時間がかかったということはわかるんですが、もう少しゆとりのあるスケジュールができなかったのかということだけ申し上げておきたいと思います。

それで質問ということになるんですが、この 22 の事業があって、それぞれ現在考えられる事業費が示されているわけですけども、この事業費は生きたもので、実際に事業を起こす場合には事業費が動くと思うんです。その動きと全体の 29.6%、金額と比率をどちらを優先するのかということが言われておりますので、この点をまず確認をしたいと思います。

それから、システムネットワーク整備事業のうちの最後の防災行政無線及び消防団無線設備更新事業というのが30億という巨費を投じているんですが、現在持っているそれぞれの町村の設備はそれなりに機能をしているわけですけれども、この段階において30億を投じてどうしてもやらなければならない根拠、理由についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、今ほど公共交通関連事業のうちの二つ目、新幹線の新駅周辺整備事業、事業費の2分の1ということで50億が登載する予定になっていますけれども、先ほどの説明では面積比において2分の1だというお話でありますけども、私どもの特別委員会では、これはすべて地域事業に相当する事業ではないかということでありますけども、明快な根拠といいますか、ただ面積比だけの問題なのかどうかも含めてお聞かせいただきたいと思います。

以上、お聞かせいただきたいと思いますが。

- ○村山秀幸委員長 はい、ありがとうございました。
 - 今ほど内山委員から3点ほどご質問ございました。事務局の方でお願いできますか。
- ○高橋克尚事務局長 まず、比率なのか金額なのかということでございますが、まず調整過程でご議論 あったのは、例えば共通事業の枠がふえた場合、地域事業が圧縮するかというご議論でございました。 それにつきましては、同じ比率で減らすなりふやすなりしましょうと。要は合併後税収が上がるかも しれないし、減るかもしれないと。その場合につきましては、共通事業費の分と地域事業の分、両方 合わせた形で増減をさせていきましょうという形で調整がされております。

続きまして、防災無線関係でございますが、当然ご承知かと思いますが、周波数、こちらは1市1波という原則がございます。したがいまして、それぞれの自治体でお持ちになっている周波数を当然合わなくてちゃいけないということになります。こちらにつきましては通信局の方と若干相談させていただきまして、合併と同時にすぐに1波にするということになると、これは準備がとっても大変ですので、ある程度の経過措置は設けてやらせていただきたいというご相談に行きました。そしたら、そういうことであれば、合併を機にということであればすぐに、直ちに1市1波にしなくてもいいということで、段階的に整備をしていこうということで、基本的にはこれ準備から実施まで約3年近くかかるという話でございますので、合併と同時にというわけではなく、そこからの準備段階で3年以降から立ち上がると。ただ、いずれにしても、この新市建設計画10年でございますので、その中には必ず整備させていただきたいと。そこはなぜかといいますと、先ほども言いましたとおり、無線周波数は1市1波が原則だということでございますので、それで整備が必要だということでございます。

続きまして、新幹線の関係でございます。それぞれの面積等々でございますが、基本的に宅地開発が一部含まれております。それ以外に例えば駅前広場等々がございまして、大体30ヘクタール弱に対しまして宅地なり導水路関係、これらが大体半分を占めております。これ以外の公共施設、商業地も

含めた形での面積、こちらも約半数ぐらいございます。そういった観点で、すべてを共通事業ということじゃなく、であるならばおよそ面積換算で半分を共通事業として見込み、残り半分は上越市の地域事業でカウントするということでご了解いただいたということでございます。

- 〇村山秀幸委員長 どうぞ、内山委員。
- ○内山米六委員 内山です。ありがとうございました。

まず、金額か枠かという質問に対しては、枠で3対7で運用していくんだということで理解をさせていただきました。

それから、防災無線の関係ですが、1 市 1 波理解はできるところがありますが、先ほど申し上げましたとおり、現在持っている 14 市町村の施設、設備についてはそれなりに機能はしているわけです。それをあえて 1 市 1 波にしなければならないと、差し迫ってやらなければならない理由がいま一つ理解に苦しむところなんですが、現在の機能を持ちつつ将来変えていくという方向であればこの大きな巨額を必要とはしないんじゃないかというふうに思いますが、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、新幹線の関係については十分理解するところであります。ただし、同じように出ています頸城村からの黒井駅の問題、それから大潟町の犀潟駅の問題、これらは十分共通事業に相当するものだというふうに思いますが、上越市にかかわる新幹線の部分だけが共通事業として取り上げられるところに理解に苦しみますが、そこをどういうふうに説明していただけますか。

- ○村山秀幸委員長 事務局の方でお願いします。
- ○高橋克尚事務局長 まず、防災無線でございますが、上越市として一つの周波数を使わなくちゃいけないということでございますので、その一つの周波数に合わせた機器の更新が必要だということです。したがいまして、各町村さんで新たにつくられた団体さんもあろうかと思いますが、一つの周波数の機器となりますとやはりそこはある程度の更新が必要だということでございます。ある自治体にとってみれば、新しい機械入れたばっかりだという団体さんもあれば、逆に一方もう更新時期を迎えているという団体さんも当然あるわけでございます。そのときに市全体としてどうかということになりましたときに、全体としては1市1波が原則でありますから、周波数は統一したものに整備するということでこの金額を計上させていただいているということでございます。

新幹線につきましては、別に上越市の駅だからということじゃなくて、これは新幹線の持つ意味であります。当然これは東京と直結するわけでございまして、上越地域全体の話でございまして、まことに恐縮なんですが、在来線の方の駅の位置づけと果たしてイコールなのかということからすれば、我々の調整の中としてはやはり新幹線というのは優劣をつければ上の方であるということで、厳選した中での優先順位としては新幹線の方が上だということで整理をさせていただいたということでございます。

○村山秀幸委員長 いかがでしょうか。ほかにご意見ございませんでしょうか。 いかがでしょう。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村山秀幸委員長 今ほど共通事業の枠的なものが、本来事業があって金額がついてくる、その中での内容を、共通事業としてふさわしい内容を今ほどご議論いただいているわけですけれども、スケジュール的に見ますと、この共通事業を一定の形でお決めいただいた後、地域事業のご議論もまた次回以降いただかなきゃいけないもんですから、共通事業がなかなか定まらないと次に議論が進まないというスケジュール的な、日程的な調整もございます。きょう事務局が市町村と精力的にすり合わせて協議を行った内容でお示しさせていただいたわけでございますが、ご意見がなければ、この共通事業の内容については資料の提出が少しいとまがなくて恐縮であった部分がございますけれども、238 億程度の、29%から30%程度の共通事業の枠としてここに挙げた事業をこの新しい市の共通の事業として皆が支えるという形の中でご了承いただければと思いますが、よろしゅうございますか。

どうぞ。

- ○内山米六委員 これを認めるということは、そのまんま共通事業はこれでよろしいということで協議 会にかかっていくということになるんでしょうか。
- ○村山秀幸委員長 これは、今回決めていただいた内容とあわせて次回の小委員会で、地域事業も当然 市町村からいただいたものとして整理されて、事業として出るわけで、金額として出るわけでござい ませんので、その事業を見ていただいた中でお決めいただくと。それがご了承いただければ 30 日の小 委員会終わった後協議会の方に提出させていただければなというスケジュールで今考えてございます。
- 〇内山米六委員 すると、持ち帰る余裕は持っていただけるということですね。
- ○村山秀幸委員長 ええ。現実に持ち帰るという作業と、地域事業を次回の小委員会でご議論いただくという内容をご了解いただければなと思いますが。今回この話は持ち帰っても、一定の今きょう議論いただいた内容である程度ご了解いただければ、次回の小委員会で地域事業の議論をさせていただきたいと思いますので、その地域の議論をしていただいた中でトータルで新市の事業が決まるわけです。そんな形の中で30の日に予定している小委員会にトータルでお示ししていただいて、全体804億の地域事業、共通事業をお決めいただく、審議いただいた後決定されれば協議会に提案させていただくというふうなスケジュールで考えてございますが。
- ○内山米六委員 基本的には理解できましたが、もう最終段階を迎えている、しかも新市の建設事業、 大事な部分なんで、私どもとしては、私は確かに代表して委員として来ていますが、やっぱり町に帰っ てこのことをお話しして、納得のいく形で次の回に臨みたいというような思いがありますので、ぜひ ご理解をいただきたいというふうに思います。
- 〇村山秀幸委員長 小関委員、どうぞ。
- ○小関信夫委員 今、大潟の委員の発言に関連するんですけども、要するに 30 日の協議会の午前中、時間は入っていませんですけども、資料にはそうなっているんです。物理的に、うちも 24 日に特別委員会おやしてきたんですけども、30 日の午前中まで不可能です。ここは日程調整して、今大潟の意見と同じです。正式に決まっていった経過についても、そのこともやっぱり特別委員会に報告して、それ 100%は別としても一定程度了解をもらってこないと、これまたおまえ一人でもって決めてきたという話になると思うんです。先回の 24 日の特別委員会にはそこそこ説明はしてもらい、地域事業も含めてうちの町の分については説明をしていただいたんですが、そこら辺がまだ、この事業費の配分だって、町村長が決めたからまあまあやむなくオーケーか、そんなような形だったもんですから、少なくとも今大潟の意見みたいに、今までは協議会と協議会の間に B グループの小委員会をすると言ってきた経過もあるわけであって、そこら辺はぎりぎりまで、さっきの日程調整じゃないですけども、そこら辺ぐらいは配慮して特別委員会ぐらい開けるような日程調整をやっぱりしてほしいんです、私としては。
- 〇村山秀幸委員長 田村委員、どうぞ。
- 〇田村恒夫委員 上越の田村です。

私も、本当は不満はいっぱいあるんです。いっぱいあるんです、はっきり言えば。先ほど委員長さんも言われたように、今まで何回も小委員会を開いてきて、それで例えば首長さんのお話、幹事の話ということでそれ入れなきゃいけないと。そういろいろやってきた中でここへ出ているわけでしょう。それはやっぱり共通事業は事業で、確かに各議会において、またいろいろ地域であるかもしれません。しかし、それはやっぱり大きくのんでもらいたいんです。それならまたもとへ戻るということにつながるんじゃないですか。ですから、これはこれで腹をくくってお互いにやってもらいたいなというふうに私は思いますので、先ほど委員長さんも言われましたように、これはお互いに論議をしてきたその積み重ねの中でこの共通事業が出たんですから、それをやっぱりしっかり受けとめて次の段階に進むということでお願いしたいと思います。

- 〇村山秀幸委員長 はい、どうぞ、内山委員。
- 〇内山米六委員 大潟の内山です。

上越の田村さんのお話理解は十分できますが、私どもこれに反対するから時間をくださいというこ

とじゃないんです。一番大事な局面を迎えているから十分委員の皆さん、ここにいる委員の皆さんはこれでいいというふうにおっしゃっても、私らは私らにちゃんと議会でいろいろ特別委員会を持っているわけですから、そこに手順を踏んでお話をして、こういう形になりますということを理解を求めていきたいと思うんです。その時間はやっぱり必要だと思います。皆さんここで決めたといって地域で自信持って言えますか。私言えません。

- 〇田村恒夫委員 私は言えます。
- 〇内山米六委員 私はそう思います。時間をください。
- 〇村山秀幸委員長 どうぞ、秦野委員。
- ○秦野兵司委員 各市町村によっていろいろ事情があるかと思いますが、私たちの名立町へ来た文書によれば、きょう 25 日までに協議をしてくださいというふうな事務局からの文書が来ておりました。そのような関係で、私んとこは 24 日の日に急遽特別委員会や審議委員会を開きましてこの問題について協議をしてきましたので、努力をされて、私たちの方は、いろいろ不安があるが、30、70 という最初の大枠といいますか、その辺にひとつお互いに妥協したんだから、いいんじゃないですかということが、事業には不満あります、実際は。だけど、そういうことで、私んとこはそういうふうにして結論を、多分ここへ連絡が来とると思いますが、25 日までに届けるというようにしときましたので、うちの方は別にあれじゃないかと思いますが、ちょっと窮屈な事業は事業でございます。

以上です。

○村山秀幸委員長 ありがとうございました。

今ほど一、二意見出ておりますが、ほかにご意見ございませんか。いかがでしょう。冒頭からこの 小委員会そのものの権限、付託された内容に対する審議のありよう、そういうものがなかなかそれぞ れの市町村によって難しいのかなという感じもしていますが、私としては今後のスケジュール等を考 えた中では、きょうご提案させていただいた共通事業については一定のご理解をいただいて、共通事 業の背中合わせ、裏合わせにある地域事業の議論にこの小委員会が進まないと、いつも足踏みをして いるわけなんで、今ほど内山委員、それから小関委員からもお話ございましたが、きょうのこの内容 は小委員会の委員として次のスケジュールに進むことをご了解いただいて、次回30日の日の小委員会 にはこの裏、背中合わせにある地域事業についてのご審議をいただくと。それは、当然そのときに共 通事業のまたいろんなことが出てくるかもしれませんが、やはり確実に前へ進んでいく、これ私よく 言うんですが、らせん状でもいいですから、少しずつ前へ進んでいくという議論をお願いしたいとい うことでございます。そんな形で今回のこの共通事業については、きょう事務局提案、これあくまで、 先ほど小関委員からお話ありましたが、市町村長の意見を集めて回したんじゃなくて、事務局がその 意見をしんしゃくしながら精力的に詰めた内容がこういう内容ですので、そのご理解はいただきたい と思います。そういうことで委員の皆様にはその辺の理解をいただいて、次回の小委員会に地域事業 をご提案させていただいて、これとあわせて審議いただくということでご了解いただけますでしょう か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇村山秀幸委員長 ありがとうございました。じゃ、そういうことで進めさせていただきます。

じゃ、1 の議題の共通事業については、そういう形できょうまとめさせていただいたということで お互いご認識いただきたいと思います。

- 0 -

1 審議 (2)公営企業会計事業について

○村山秀幸委員長 では、(2)の公営企業会計の事業でございます。今回これはまさに初めてご提案させていただいたんですが、各市町村が行っているガス、水道を含めての公営企業会計に対する投資について、今までの804億とは別枠の内容として10年間こんなことが計画されますというふうな内容の資料が提案されておりまして、これについての事務局からの説明を求めます。

お願いします。

○高橋克尚事務局長 それでは、資料の2をごらんください。こちらは、新市建設計画の中の公営企業会計事業でございます。もう皆様ご存じのとおり、公営企業会計事業、こちらでございますが、基本的に料金回収が原則でございまして、基本的に料金回収がすべてできますれば、事業費の中での一般会計に対する負担というのは当然ないわけでございます。そういった観点で、これは別枠でカウントさせていただくということで今回お示しするものであります。これは、もともと14市町村それぞれからご提案がありましたものを合体させたものでございます。

したがいまして、皆様方の市町村からは、提案いただくときにそれぞれ皆様方のご希望をお聞きした中でいただいているということをまず踏まえさせていただいて、その次のステップで何をさせていただいたかといいますと、それぞれの事業の専門部会に戻しまして、各自治体からご提案がありましたこの事業の効果なり、あるいはその実現性なりを吟味していただいたということでございます。その観点の一つとしては、当然一般会計への負担、いわゆるしわ寄せも考慮した中で検討をさせていただいたと。その中で、それぞれの専門部会で意見がまとまりまして、これで大丈夫だということでご了承をいただいたということで今回皆様方の方にお渡ししたということでございます。全体事業数でいきますと85事業でございまして、総事業費が1,133億円程度で、一般財源、起債ベースでございますが、730億程度ということでございます。

なお、この一般財源の中には料金で回収するいわゆる住民負担、起債といいますのはそれぞれの事業債であります。したがいまして、これがすべて一般会計が負担するというものではございませんで、これの内数として一般会計からの負担がある程度あるということでございます。

資料の説明は以上です。

○村山秀幸委員長 ありがとうございました。

公営企業各市町村随分やられておりまして、それぞれがある市町村、ない市町村がございますが、いずれにしてもこの内容からすると、これから普及する下水道関係が非常に大きなウエートを占めている内容になってございます。料金収入と一定の約束事にある一般会計からの繰り入れで賄われる内容でございますが、総額 730 億という負担が生じるという計画を各市町村の内容をピックアップしながら、老朽化した施設、新規に設ける施設、そういうものを網羅してここに整理をさせていただきました。個別の議論がなかなかそぐわない公営企業の内容ですので、こういう形でまとめたものを今回資料として初めてですが、出させていただきました。ご意見いただきたいと思います。

はい、内山委員。

- 〇内山米六委員 大潟の内山ですが、85の事業で一般財源と起債部分で730億3,100万、ガス事業、上水道事業は企業会計の中で財政運営されるというふうに理解していますが、下水道と農業集落排水事業ですか、この部分というのは起債のうちの一般財源が、要するに一般会計の中の繰出金から一部充当をされる部分があろうかと思うんですが、その繰出金は前回1月23日の資料をいただきますと681億9,600万余りが10年間で予定されていますけども、その中に含まれているんだというふうに理解してよろしいですか。それ以上のものがかかるのか、そこを確認したいと思います。
- ○村山秀幸委員長 事務局お願いします。
- ○高橋克尚事務局長 まず、委員ご指摘の一般会計からの繰出金でございますが、これは全特別会計入っておりまして、国保会計も入っています。したがいまして、この内数になります。先ほどご指摘ございました一般会計の繰り入れでございますが、その中に当然入っているということでございます。そこは我々としてもシミュレーション当然いたしまして、建設事業に係る一般会計の繰入額が大体377 億程度あるんではないかというふうに踏んでおります。そのうち、もうご承知と思いますが、簡易水道については50%の事業費分のいわゆる交付税措置がございますし、病院会計については3分の2、下水道会計についても50%の交付税算入がございます。そういったもろもろの交付税措置を引きまして、一般会計ベースでおよそ240億弱程度の持ち出しが必要かなと。これは、今現在皆様方がそれぞれ繰り入れしております建設改良費分と元利償還金分のおよそ91%に当たるということで試算をさせていただいております。したがいまして、これをやることによって一般会計の負担が新たにふ

えるということがないということでございます。

- ○村山秀幸委員長 よろしゅうございますか。
- 〇内山米六委員 よろしいです。終わります。
- ○村山秀幸委員長 今ほどの内容は、この公営企業会計が実施されたとしても、一定のルールに基づいた現在市町村の皆さんが単独でやられているものを含めて繰り出し、繰り入れといいますか、一般会計からの繰り出しはその程度で抑えられるというシミュレーションの中でカウントされているということでございます。

ご意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村山秀幸委員長 じゃ、そうしましたらこの公営企業の会計事業についても次回の小委員会で正式に 決定をしていただいて、協議会の方にご意見を申し上げるというふうな形で進めさせていただきたい というふうに思います。よろしくお願いします。

_____O ____

1 審議 (3)県事業について

○村山秀幸委員長 続きまして、(3)県事業についてということでございまして、県の関係する事業についての資料を提出させてございます。

事務局から説明を求めます。

○高橋克尚事務局長 それでは、お手元にお配りしました資料 3 と 4、これあわせて説明させていただきます。

まず、資料 4 の A 4 判の方の資料をごらんください。こちらにつきまして、まず皆様方には県の事業の我々としての候補の一覧表を、一番最初の小委員会で 277 件の一覧表をお渡ししてまいりました。そこにございますとおり、スケジュール的な問題として今内々協議が終わりまして内協議に、いわゆる 番の過程に入っております。したがいまして、これからご説明するのは、 の内々協議が終わった段階での話でございます。今後法定協の方でご承認いただければ正式な事前協議、 ですが、こちらにいきまして、最終的には本協議ということでまいります。それぞれ県の事業でございますので、県さんの意向が反映した形でそれぞれの足したり引いたりということで変動がございます。その考え方はいろいろございますが、ただこれはあくまで新市建設計画に登載すべき事業でございますので、これが入ったから確実に 10 年以内に実施されるという担保ではないということでご承知おきいただきたいということでございます。

一枚おめくりいただいて、2ページ、3ページの方をごらんいただきたいと思いますが、まず3ページの一覧表をごらんいただきたいと思います。当初案ということで左側に、例えば道路改築事業73事業ございましたが、今の内々協議終了時点で20事業に減っております。これはなぜかといいますと、2ページの上の方に3の とございますが、新市建設計画に登載する道路整備事業としては合併後の上越市の一体性の速やかな確立を支援する事業という観点から絞り込みが行われたということで、県の方で73事業のうちから20事業に選定をさせていただいたということでございます。以下それぞれそれらの事業で変動があったものの理由を付しております。例えば複数あった事業を一本として箇所づけせずに事業としてカウントとしたものもございますし、あるいはほ場整備事業と真ん中辺にございますが、12件でエントリーしてあったものが、内々協議終わった後19件にふえるとか、そういう入り繰りがございます。したがいまして、これは今の段階での途中報告ということでごらんいただければと思います。今後内協議、事前協議を経れば、また違った事業なりが皆様方の方にご連絡行くかと思いますが、そのときはそういう趣旨で変更があったということでご理解いただきたいと思います。

具体的な事業ということで資料 3 でございます。全体で 131 事業、事業費ベースで 1,083 億円。未定の部分がございますので、これにプラスアルファということになります。一般財源、起債ベース、これは市の持ち出し分になりますが、78 億円程度と。この 78 億円は、通常地元負担としてカウントしている枠内でおさまっているということでございますので、こちらについても一般会計のしわ寄せ

はないというふうに承知をしております。

資料の説明は以上でございます。

○村山秀幸委員長 ありがとうございました。

県事業について何かご意見、ご質問ございますでしょうか。いかがでしょうか。

はい、どうぞ、内山委員。

- 〇内山米六委員 県事業 277 の中から 131 だということであります。落とされたものも重要な事業であるということは皆さんそれなりに認識しているわけですが、この落とされたものの復活といいますか、これはこの 10 年間については無理だろうというふうには理解しますが、ただし先ほども触れましたとおり、大事な事業であることには間違いない。そういう意味合いでは、新市の中で地域協議会とも連携しながらできるだけ事業に取り上げられるような働きかけ、応援をしていただけるものと思いますが、その確認だけさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○高橋克尚事務局長 まず、考え方でございますが、新市建設計画に載らなかったから事業ができないということではなくて、これはあくまで計画という書き物に書き込むかどうかということでございます。したがいまして、県の方でも、必要性なり緊急性があるものについては、ここに書いていなくても当然実施するというスタンスでございます。したがいまして、漏れたものを復活してということよりも、まず是々非々でこの事業は必要だということで、それは必要なものは訴えていくというのは当然でございます。
- ○村山秀幸委員長 ほかにいかがでしょうか。今ほど事務局から説明ありましたように、私も県の人間ですが、県の協議の中で若干の入り繰りといいますか、手直しが出てくるのかなと思いますが、現時点では県との内々協議の中での整理された内容でございますので、この内容を県事業としてこの小委員会で次回含めて一定の決定をさせていただいて、協議会の方に報告をしたいというふうに考えてございます。それでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村山秀幸委員長 ありがとうございました。

ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇村山秀幸委員長 それでは、本日ご審議いただきました3項目についての内容について一定の取りまとめをさせていただきました。ありがとうございました。5回にわたる会議の中でいろんな意見を出していただいて、各市町村の思いみたいなものをこの会議の中で随分議論していただきました。きょうまた共通事業として整理されましたが、次回には共通事業との背中合わせにある地域事業もご議論いただいて、できれば地域事業をあわせて一括取りまとめをさせていただいて、小委員会終了後協議会の方に報告をさせていただきたいというふうな形で考えておりますが、ご了解いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村山秀幸委員長 ありがとうございました。

そういうことで、じゃきょうの第5回の会議をまとめさせていただきます。

- 0 —

2 その他

○村山秀幸委員長 委員の皆様からそのほか何かございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○村山秀幸委員長 ありがとうございました。

じゃ、事務局の方から。

○高橋克尚事務局長 次回の小委員会でございますが、先ほど来お話ございましたとおり、30日の法定協議会の前に行いたいと思います。先ほど一部委員から午前中という話あったんですが、ちょっと時間調整をさせていただきまして、直前でございますが、午後1時から......

- 〇内山米六委員 1時から。
- ○高橋克尚事務局長 はい。
- ○内山米六委員 ちょっと私おかしいかなと。余りにも時間ないでしょう。きょうでさえこんな状態で、 私はできるだけ控えた発言したつもりなんですけど、問題ありますよ、これ。
- ○高橋克尚事務局長 じゃ、午前中からということでよろしいでしょうか。
- ○内山米六委員 しっかりやってください。真剣なんだから、こっちは。
- 〇村山秀幸委員長 ご意見どうぞ。
- 〇内山米六委員 午後1時からというのは承服です。
- ○村山秀幸委員長 承服ですね。
- 〇内山米六委員 はい。
- ○村山秀幸委員長 わかりました。そういうことで、事務局の方じゃ確認させていただいていいですね。
- ○高橋克尚事務局長 はい。
- ○内山米六委員 変えてくださいよ、午前中に。これは問題あります。
- ○村山秀幸委員長 承服しない。
- 〇内山米六委員 間違えました。
- ○村山秀幸委員長 承服しないんでしょう。
- ○高橋克尚事務局長 それじゃ、皆様のご了解だけいただければですが、午前中ということになりますと、11 時なりということでございますが、よろしいでしょうか。
- ○小関信夫委員 もっと早くして。
- ○高橋克尚事務局長 10 時。

〔「11 時にしてください」と呼ぶ者あり〕

○村山秀幸委員長 じゃ、今ほど 30 日の日の 11 時ということでご提案させていただきますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ○村山秀幸委員長 はい、ありがとうございました。 じゃ、30日お忙しいとこと思いますが、11時に、会場はどこですか。
- ○高橋克尚事務局長 厚生南会館の大会議室で行いますので、よろしくお願いいたします。
- ○村山秀幸委員長 事務局のなかなかまとまりのつかない内容で恐縮ですが、確認させていただきます。 30 日 11 時に厚生南会館の大会議室で第 6 回の小委員会を開かせていただくということでお願いしま す。

じゃ、以上をもちまして本日の第5回の小委員会を閉じさせていただきます。

本当に積極的な協力ありがとうございました。

午後 11 時 59 分 閉会

上越地域合併協議会小委員会規定第 10 条において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第 3 条第 2 項の規定により署名する。

委員長 新潟県上越地域振興事務所長

吉川町議会議長

中鄉村議会副議長